

共済金額（補償額）・共済掛金等と支払対象となる損害の目安



設置例

骨 材：パイプハウス(外径19.1～25.4mm)、設置面積:200㎡
被覆材：一般農PO 0.1mm、押え材:スプリング

【共済金支払条件】 時価損害額が3万円、または共済価額(時価額)の5%のいずれか低い額を超えた場合を選択

共済金額(補償額)と掛金などの目安								支払共済金等の目安			
本体(骨材)		ビニール等被覆材		ハウス200㎡当たり、補償額・掛金等				全壊(全損の場合)	半損の場合	ビニールのみが30%破損	※屋根面の損害割合(%以上)
設置年数	時価額 円	被覆材経過年数	時価額 円	時価額 円	補償割合	補償額 円	掛金等 円	円	円	円	
1年未満	730,000	1年未満	222,372	952,372	80%	761,897	9,493	761,897	380,948	53,369	14%
					40%	380,949	4,746	380,949	190,474	26,684	
10年以上	365,000	1年未満	222,372	587,372	80%	469,897	5,854	469,897	234,948	53,369	14%
					40%	234,949	2,927	234,949	117,474	26,684	
	365,000	1年以上2年未満	111,186	476,186	80%	380,948	4,746	380,948	190,474	26,684	22%
					40%	190,475	2,373	190,475	95,237	13,342	
	365,000	2年以上	55,593	420,593	80%	336,474	4,192	336,474	168,237		
					40%	168,238	2,096	168,238	84,119	支払対象外	38%

※屋根面の被覆材のみが被害を受けた場合の、屋根面全体に対する被害部分の割合で、時価損害額が3万円または共済価額の5%を超える場合の目安。

※共済金支払条件で10万円、20万円、50万円あるいは100万円を選択した場合は、時価損害額がその選択した金額を超える場合に支払対象となります。本体の一部や被覆材のみの被害などでは支払対象外となる場合がありますので、ご注意ください。
※被覆材には、責任期間開始日からの経過月数により自然消耗割合がかかります。事故発生時までの経過期間により時価額が下がり損害額も減少しますので、上記の支払共済金や損害割合の目安とは差異が生じます。

共済金の支払対象外となる場合

- ① 損害額が選択した共済金支払条件に達しない場合
- ② 被覆材のズレ及び自然消耗によって生じた損害
- ③ 附帯施設の故障・自然消耗が原因による損害
- ④ 加入者の故意・重大な過失・法令違反による損害
- ⑤ 加入者と同じ世帯に属する親族の故意による損害
- ⑥ 加入者の植物防疫法規定違反による損害
- ⑦ 施設内農作物の生理障害及び薬害による損害
- ⑧ 第三者によるいたずら
- ⑨ 変乱によって生じた損害
- ⑩ 災害発生時に撤去費用額、復旧費用額の領収書等が1年以内に提出されない場合
- ※被害の状況を確認できない場合や損害発生の通知が遅れた場合は、共済金が支払われない場合もあります。被害があった際は、すみやかにお近くのNOSAIまでご連絡ください。

収入保険制度への移行も可能です！ 【施設内農作物が対象】
施設内農作物は収入保険と重複して加入できませんが、既に参加している場合、収入保険への加入に合わせ移行することもできます。（共済掛金等については、未経過分を返還します。）

園芸施設共済の加入、お問い合わせは下記にご連絡ください。



安心のネットワーク
NOSAI 大阪府農業共済組合

ホームページ <http://nosai-osaka.com>

☐ 北部支所

〒567-0032 茨木市西駅前町10番20号

TEL 072 (631) 7737

☐ 南部支所

〒594-1122 和泉市北田中町215番地

TEL 0725 (92) 3313

☐ 本 所

〒540-0011 大阪府中央区農人橋2丁目1番33号

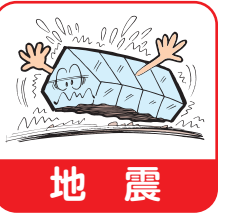
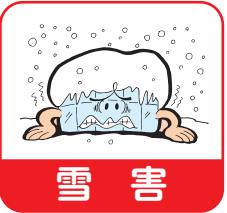
TEL 06 (6941) 8736

園芸施設共済

多発する自然災害に備えましょう



補償の対象となる災害（共済事故）



【その他】 落雷・鳥獣害・車両の衝突・航空機の墜落・破裂・爆発・施設内農作物の病虫害

園芸施設共済4つのポイント

掛金の半分は国が負担します

耐用年数を超えた施設も、再建築価額の最大4割を補償します

施設本体以外の附帯施設や撤去費用・復旧費用の補償も選択できます

補償対象を限定した大幅に掛金が安いプランも選択できます

NOSAIと協定を締結し、生産部会や地域の皆さんが集団で一斉加入をすると以下の割引が対象になります。

①加入者が増えると掛金がお得に！

加入者が全体の **8割超** かつ 加入割合が協定締結前より **増加** ➡ **全員 掛金 5% 割引**

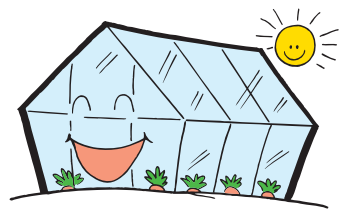
②加入者数で賦課金(事務費手数料)がお得に！

5名 以上の加入者で ➡ **全員 賦課金 10% 割引**

10名 以上の加入者で ➡ **全員 賦課金 20% 割引**

詳しい内容はお近くのNOSAIにお問い合わせ下さい。

加入できるもの



ビニールハウスなど園芸用施設で、所有又は管理するハウスの設置面積の合計が200㎡(ガラス室は100㎡)以上の農家が加入できます。
(園芸施設共済以外の共済事業に加入があり、すでに組合員である場合は面積要件はありません)

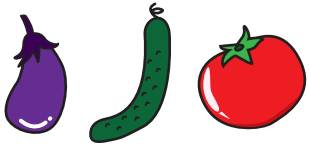
※所有者の場合、所有されている全ての施設を加入いただくことが原則です。
ただし、耐用年数を**2.5倍以上**経過したハウスは**除外**することができます。

※通年倉庫や物置として使用している施設、または農作物を栽培する見込みのない施設は加入することできません。

施設本体と併せて次のものも加入できます

附 帯 施 設

暖房施設、換気施設、カーテン装置、自動制御装置など。



施設内農作物

※育苗中の農作物は除きます

トマト、なす、きゅうり、いちご、みつばなど生産費の補償となり、販売額の補償ではありません。また、作物により補償額が変わります。

撤 去 費 用

災害で施設本体及び附帯施設に損害が発生した場合に施設の解体並びに廃材の搬出、処理に要する費用を補償します。

復 旧 費 用

施設本体の時価額を再建築価額の100%とします。

※附帯施設、施設内農作物について、棟ごとに選択して加入することはできません。
※撤去費用、復旧費用について、棟ごとに選択して加入することができます。
※撤去費用、復旧費用に加入の場合、災害発生時に撤去費用、復旧費用額の領収書や撤去・復旧計画書等を提出しなければなりません。
※自動継続特約を付けることで、以降も継続して加入する意思表示ができます。

【台風接近時について】

台風が接近している場合、新たに園芸施設共済に加入することはできません。



補償の期間

○共済掛金を払い込んだ日の翌日から1年間です。
(設置期間が1年未満や責任開始日を統一する場合は短期加入ができます)

共済掛金

○みなさんの掛金の負担を軽減するため、国が掛金の半分を負担しています。

共済掛金農家負担額 = 共済金額（補償額） × 掛金率 × 1 / 2（国の負担分）

- ・責任期間中、例えば冬期だけの被覆などで「被覆期間」と「未被覆期間」がある場合は、それぞれの掛金率を適用します。 ※未被覆期間は被覆期間に比べ掛金率は低く設定されています
- ・復旧費用特約、付保割合追加特約、小損害不填補1万円特約に係る共済掛金には、国の負担はありません。
- ・農家ごとの共済金額が1億6千万円までの掛金について国の負担があります。
- ・共済掛金の他に事務費手数料（事務費賦課金）が必要となります。

共済価額（時価額）

評価額は、園芸施設本体、附帯施設の時価額及び施設内農作物、撤去費用、復旧費用の価額を1棟ごとに算定します。

● 園芸施設本体・附帯施設の評価額（時価額）

園芸施設や附帯施設は設置後年々その価値が下がっていくため、施設等の価額は建築費用又は標準価額を基に、経過年数による時価現存率(被覆材は経過割合) を乗じて算出します。被覆材については別途自然消耗割合 が定められており、1年の中でも価額が下がっていきます。

● 施設内農作物の価額

生産費の補償となり、販売額の補償ではありません。
ハウス本体の再建築価額を基準に、葉菜類・果菜類・花き類により補償額を算定します。

● 撤去費用の基準額

撤去費用の基準額は、ハウスの設置面積に1㎡当たりの撤去費用額を乗じて算定します。
ガラス室 1,200円／㎡、鉄骨ハウス 880円／㎡、パイプハウス 290円／㎡

● 復旧費用の基準額

復旧費用の基準額は、ハウスの再取得価額から時価額を差し引いて算定します。

共済金額（補償額）

補償額は、「施設の評価額（時価額）」に対しての、「保険に加入する割合（補償割合）」で算定します。保険に加入する割合 は、80%・70%・60%・50%・40%の中から選択できます。さらに、**付保割合追加特約**を付加することで補償割合を**100%**まで選択できます。

共済金額（補償額） = 共済価額（時価額） × 補償割合（80%～40%）

共済金支払条件

共済金は、損害額が一定の基準を超えた場合にお支払いします。
支払い対象となる条件は、棟ごとに次の中から選択していただきます。

- ①1万円**※特約**
 - ②3万円または共済価額（時価額）の5%のいずれか低い額
 - ③10万円
 - ④20万円 ⑤50万円 ⑥100万円
- ※小損害不填補1万円特約を付加することにより、②に満たない場合でも共済金支払の対象になります。

- [損害額]
- 施設本体・被覆材の損害額は事故発生日の価額に対する損害割合により算出します。修理見積や請求書によるものではありません。
 - 附帯施設の被害額は、修理見積等により算出します。
 - 撤去費用額、復旧費用額は領収書又は請求書により被害額を算出します。撤去に要した費用が損害割合より少ない場合、撤去に要した費用に付保割合を乗じて得た金額をお支払いします。

基準が高くなるほど、掛金が安くなります。

【撤去費用の支払い条件】

- 施設本体の撤去に要した金額が100万円を超える場合
- 被覆材を除く施設本体の損害割合が50% (ガラス室は35%)を超える場合

共済金の支払い

共済金の支払い額 = 損害額 × 共済金額（補償額） / 共済価額（時価額）

・損害額 = 被害額 - (残存物価額+賠償金等)

・被害額 = 施設本体の価額 × 損害割合 + 附帯施設の価額 × 損害割合 + 施設内農作物の価額 × 損害割合